

利用料金表 短期入所生活介護事業所 向陽苑(介護予防含む) <併設型>

(令和6年8月1日改正)

(単位 円)

〔第4段階〕

	1日の介護保険利用料自己負担額						1日あたり			1ヶ月あたり			利用料金 合計
	利用料 1割負担	サービス 提供体制 加算Ⅰ			夜勤職員 配置加算 Ⅲ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	食費	滞在費	合計	利用 限度 日数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ		
要介護1	603	22			15	90	1,600	915	3,245	27	2,419		87,604
2	672	22			15	99	1,600	915	3,323	28	2,779		93,051
3	745	22			15	109	1,600	915	3,406	30	3,284		102,194
4	815	22			15	119	1,600	915	3,486	30	3,578		104,588
5	884	22			15	129	1,600	915	3,565	30	3,868		106,948
要支援1	451	22				66	1,600	915	3,054	11	728		33,596
2	561	22				82	1,600	915	3,180	18	1,469		57,233

〔第3段階〕-②

	1日の介護保険利用料自己負担額						1日あたり			1ヶ月あたり			利用料金 合計
	利用料 1割負担	サービス 提供体制 加算Ⅰ			夜勤職員 配置加算 Ⅲ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	食費	滞在費	合計	利用 限度 日数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ		
要介護1	603	22			15	90	1,300	430	2,460	27	2,419		66,409
2	672	22			15	99	1,300	430	2,538	28	2,779		71,071
3	745	22			15	109	1,300	430	2,621	30	3,284		78,644
4	815	22			15	119	1,300	430	2,701	30	3,578		81,038
5	884	22			15	129	1,300	430	2,780	30	3,868		83,398
要支援1	451	22				66	1,300	430	2,269	11	728		24,961
2	561	22				82	1,300	430	2,395	18	1,469		43,103

〔第3段階〕-①

	1日の介護保険利用料自己負担額						1日あたり			1ヶ月あたり			利用料金 合計
	利用料 1割負担	サービス 提供体制 加算Ⅰ			夜勤職員 配置加算 Ⅲ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	食費	滞在費	合計	利用 限度 日数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ		
要介護1	603	22			15	90	1,000	430	2,160	27	2,419		58,309
2	672	22			15	99	1,000	430	2,238	28	2,779		62,671
3	745	22			15	109	1,000	430	2,321	30	3,284		69,644
4	815	22			15	119	1,000	430	2,401	30	3,578		72,038
5	884	22			15	129	1,000	430	2,480	30	3,868		74,398
要支援1	451	22				66	1,000	430	1,969	11	728		21,661
2	561	22				82	1,000	430	2,095	18	1,469		37,703

〔第2段階〕

	1日の介護保険利用料自己負担額						1日あたり			1ヶ月あたり			利用料金 合計
	利用料 1割負担	サービス 提供体制 加算Ⅰ			夜勤職員 配置加算 Ⅲ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	食費	滞在費	合計	利用 限度 日数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ		
要介護1	603	22			15	90	600	430	1,760	27	2,419		47,509
2	672	22			15	99	600	430	1,838	28	2,779		51,471
3	745	22			15	109	600	430	1,921	30	3,284		57,644
4	815	22			15	119	600	430	2,001	30	3,578		60,038
5	884	22			15	129	600	430	2,080	30	3,868		62,398
要支援1	451	22				66	600	430	1,569	11	728		17,261
2	561	22				82	600	430	1,695	18	1,469		30,503

〔第1段階〕

	1日の介護保険利用料自己負担額						1日あたり			1ヶ月あたり			利用料金 合計	
	利用料 1割負担	サービス 提供体制 加算Ⅰ			夜勤職員 配置加算 Ⅲ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	食費	滞在費	合計	利用 限度 日数		介護職員 処遇改善 加算Ⅰ
要介護1	603	22			15	90			300	0	1,030	27	2,419	27,799
2	672	22			15	99			300	0	1,108	28	2,779	31,031
3	745	22			15	109			300	0	1,191	30	3,284	35,744
4	815	22			15	119			300	0	1,271	30	3,578	38,138
5	884	22			15	129			300	0	1,350	30	3,868	40,498
要支援1	451	22				66			300	0	839	11	728	9,231
2	561	22				82			300	0	965	18	1,469	17,363

その他の加算サービス(送迎加算・片道184円等)を利用された場合および保険給付対象外のサービスを利用された場合は上記の利用料金に加算されま
す。

◎介護保険負担限度額認定証

利用する施設へ提示することで費用負担が軽減される制度です。介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型病床）を利用する際に支払う住居費と食費を、軽減できる制度です。

負担段階	主な対象者		食費	居住費
第3段階②	世帯全員 (世帯を分離している 配偶者を 含む)が住 民税非課 税	合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超	1,300円	430円
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超～120万円以下	1,000円	430円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	600円	430円
第1段階	生活保護受給の方		300円	0円

◎高額介護サービス費

在宅や施設で介護サービスを利用した場合に支払う利用者負担(1割～3割)の合計が一定金額を超えた額が払い戻される制度です。

第4段階	課税所得690万円(年収約1160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1160万円)未満	93,000円(世帯)
	市区町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
第2段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されておらず、かつ、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,000円(世帯) 15,000円(個人)
第1段階	生活保護を受給されている方等	15,000円(個人)